貝毒情報について

令和7年7月3日9時現在、当所で把握している貝毒による出荷自主規制および解除の状況は下表のとおりですのでお知らせします。 【農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課(R7.6.27、7.1公表分)、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課(R7.6.27公表分)、岩手県 農林水産部水産振興課(R7.7.1公表分)及び宮城県水産林政部水産業基盤整備課(R7.7.1公表分)に基づく】

《麻痺性貝毒》 規制値:4MU/g を超えるもの

(注)※印は、今回報告分

《麻痺性貝毒》 規制値:	4MU/g を走	置えるもの		(注)※印は、今回報	l 告分
自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海域	漁業実態	規制開始 年月日	貝毒量 (MU/g)	規制解除 年月日
アカガイ	兵庫県	姫路市東部海域	あり	R7.4.23	4.3	
アカザラガイ	北海道	函館	あり	R6.9.10	8.2	
		北部海域	あり	R7.3.31	4.2	
	宮城県	中部海域	あり	R7.4.15	4.2	
アサリ	北海道	上磯郡	あり	R6.6.10	9.2	
	岩手県	大船渡湾西部	あり	R6.3.26	8.4	
	宮城県	気仙沼湾海域	あり	R7.5.13	4.2	
	兵庫県	姫路市西部海域	あり	R7.4.23	50	
イガイ	北海道	砂原海域	あり	R5.8.9	8.8	
-120-1	北海坦	鹿部	あり	R7.4.30	38.4	
カキ	熊本県	天草市新和町宮地浦湾海域	なし	H19.3.6	63	
<i>X</i> 4	264475	天草市河浦町宮野河内地先海域	なし	H27.1.16	4	
		いぶり噴火湾海域(旧噴火湾東部海域)	あり	R4.10.20	7.2	
サラガイ	北海道	室蘭海域(旧噴火湾東部海域)	あり	R4.10.20	7.2	
9 2 24-1	7010年20	ひだか海域	あり	R6.3.7	5.3	
		鹿部海域	あり	R5.7.19	6.8	
トリガイ	兵庫県	姫路市西部海域	あり	R7.4.9	6.1	
19344	六単示	赤穂市海域	あり	R7.5.9	6.4	
	高知県	野見湾海域	あり	R7.2.14	36	
二枚貝 (検査対象:カキ)	(1) th 12	ウチノ海	あり	R7.6.19	4.4	
	徳島県	鳴門市里浦町及び松茂町沿岸	あり	R7.6.25	8.6	
二枚貝 (検査対象:天然マガキ)	愛媛県	宇和島市三浦地区海域	なし	R7.3.7	150	
		西伊予市三瓶地区海域	なし	R7.6.6	15.0	
ヒオウギガイ	三重県	旧南勢町海域	あり	R7.1.30	53	
	北海道 岩手県 宮城県	津軽海峡	あり	R7.2.26	15.7	
		噴火湾東部	あり	R7.4.28	10.1	
		噴火湾北西部	あり	R7.6.19	4.1	
		北部海域	あり	R7.3.11	5.6	
		中北部海域	あり	R6.4.2	5.2	
		宮古湾海域	あり	R6.4.2	4.8	
		山田湾海域	あり	R7.3.11	7.9	
ホタテガイ		中部海域	あり	R7.4.8	4.9	
		大槌湾海域	あり	R7.4.8	9.5	
		中南部海域	あり	R7.3.11	7.3	
		釜石湾海域	あり	R7.6.10	77.0	
		三陸町海域	あり	R7.4.15	7.3	
		大船渡湾西部海域	あり	R7.2.4	4.5	
		大船渡湾東部海域	あり	R7.6.17	22	
		南部海域	あり	R7.3.25	5.0	
		唐桑半島東部海域	あり	R7.4.28	58	
		気仙沼湾海域	あり	R7.4.22	11.0	
		小泉·伊里前湾海域	あり	R7.5.7	50	
		志津川湾海域	あり	R7.4.22	18.0	
		追波湾海域	あり	R7.4.28	5.9	
		雄勝湾海域	あり	R7.4.28	9.2	
		女川湾·牡鹿半島東部海域	あり	R7.4.15	5.0	R7.7.1

(2枚目に続きます)

《麻痺性貝毒》 規制値:4MU/g を超えるもの

(注)※印は、今回報告分

W				(在)が日44、7四報日刀				
自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海域	漁業実態	規制開始 年月日	貝毒量 (MU/g)	規制解除 年月日		
マボヤ	北海道	砂原海域	あり	R7.6.20	17.4			
		落部	あり	R7.7.1	18.2		*	
	岩手県	山田湾海域	あり	R7.5.1	10	R7.7.1	*	
		南部海域	あり	R7.5.1	19	R7.7.1	*	
ムラサキイガイ	岩手県	山田湾海域	あり	R7.3.4	4.6			
	宮城県	北部海域	あり	R7.4.16	14			
	大分県	佐伯市蒲江南部海域 (猪串湾,小蒲江湾,蒲江湾,名護屋湾)	なし	H11.3.4	14.6			

《下痢性貝毒》 規制値:0.16mgOA当量/kg を超えるもの

(注)※印は、今回報告分

1 とはしてとくか。 シャル シャル リード・	0.10	1 ±/16 €/€/€0017		(1117)	/·(Пис. / ППТ	K II / J	
自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海域	漁業実態	規制開始 年月日	貝毒量 (mgOA当量/kg)	規制解除 年月日	
イガイ	北海道	砂原海域	あり	R5.8.9	0.50		
トリガイ(養殖)	京都府	舞鶴湾	なし	R7.5.13	0.18		
		宮津湾	なし	R7.5.27	0.19	R7.6.27	*
ムラサキイガイ	宮城県	北部海域	あり	R7.7.1	0.36		*
		中部海域	あり	R7.6.24	0.26		
ホタテガイ	宮城県	唐桑半島東部海域	あり	R7.6.24	0.45		
		小泉·伊里前湾海域	あり	R7.6.24	0.23		
		志津川湾海域	あり	R7.6.17	0.17		
		追波湾海域	あり	R7.6.3	0.28		
		雄勝湾海域	あり	R7.6.24	0.18		
		女川湾·牡鹿半島東部海域	あり	R7.7.1	0.24		*
付着性二枚貝(カキを除く) (検査対象種:ムラサキイガイ)	青森県	暖流系海域	あり	R7.5.9	0.25		
養殖ホタテガイ	青森県	陸奥湾西部海域	あり	R7.5.15	0.18		